

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 まん延防止等重点措置関連部分(抜粋)

資料4

以下は、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針のうち、まん延防止等重点措置に関する内容を抜粋したものであり、道としては、まん延防止等重点措置の実施に向けて、札幌市内を対象に、本基本的対処方針の内容を踏まえて、国と協議を進める。

①行動変容の要請

外出・移動

- ・札幌市内においては、不要不急の外出・移動を控える
- ・緊急事態措置区域との往来は厳に控える

飲食

- ・午後8時以降、飲食店等にみだりに出入りしない
- ・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わない

2 飲食店等(宅配・テイクアウトを除く)への要請

- ・営業時間の短縮(午後8時まで)
- ・酒類提供時間の短縮(午前11時から午後7時)
又は緊急事態措置の実施期間において酒類の提供を行わない
- ・カラオケ設備の利用自粛

3 事業者への要請

- ・出勤者数の7割削減に向けて在宅勤務(テレワークなど)の徹底
- ・大規模な集客施設などへの営業時間の短縮や入場者整理などの働きかけ

4 イベントの開催制限

- ・イベント開催は、5,000人上限等

5 交通事業者への協力依頼

- ・緊急事態措置の実施期間において、平日の終電の繰上げ、週末休日における減便等の実施